伊勢原市生活排水処理基本計画

（案）

（平成 29 年度～令和 12 年度）

平成２９年（2017 年）３月策定

令和　４年（2022 年）３月改定

令和　９年（2027 年）３月改定

伊勢原市

目　次

第１章　生活排水処理基本計画とは　----------１
第２章　生活排水処理等の現状と課題　----------２
　第１節　生活排水処理の現状と課題　----------２
　　１．生活排水処理の現状　----------２
　　２．生活排水処理の課題　----------３
　第２節　し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題　----------４
　　１．し尿・浄化槽汚泥処理の現状　----------４
　　２．し尿・浄化槽汚泥処理の課題　----------４
第３章　生活排水の処理計画　----------５
　第１節　基本方針　----------５
　第２節　処理の目標　----------６
　第３節　整備計画　----------７
　第４節　啓発活動　----------７
第４章　し尿・浄化槽汚泥の処理計画　----------８
　第１節　基本方針　----------８
　第２節　計画処理量　----------８
　第３節　処理方法　----------９

資　料　編
　資料１　計画策定にかかわる基礎資料　----------資１

第１章　生活排水処理基本計画とは

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）」（以下「廃棄物処理法」という。）の第６条の規定に基づき、策定する計画です。

現行の「伊勢原市生活排水処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、平成２９年３月に策定されました。

本計画においては、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的として、生活排水（し尿及び生活雑排水）を適切に処理するための公共下水道整備事業や、合併処理浄化槽への設置転換等を推進してきました。

安全で清潔な水は住民の日常生活を支える基盤であり、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の理念とも合致するものです。

平成 29 年３月に伊勢原市生活排水処理基本計画を策定し、令和４年３月に改定しましたが、改定から５年が経過するため、生活排水処理に関する長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定め、計画を改定することとしました。なお、計画期間については、最終目標年度を下水道全体計画等の計画目標年次に合わせ令和１２年度とし、概ね５年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行います。

また、計画の改定にあたっては、本市の関連する計画や事業との整合を図った基本方針を定めるものとします。

第２章　生活排水処理等の現状と課題

第１節　生活排水処理の現状と課題

１．生活排水処理の現状

本市の生活排水は、主に公共下水道と合併処理浄化槽によって処理されており、令和７年度末の生活排水処理率は約９２.７％となっています。しかし、県内市町村の生活排水処理率は約98.6%となっており、本市の処理率は低い状況にあります。

「伊勢原市公共下水道事業計画」によると、生活排水処理の中心となる公共下水道の事業計画面積は１,３５８ｈａで、令和７年度末時点では、１,１８３ｈａの整備が完了しています。（整備率は８７％）

一方、合併処理浄化槽は、５１人槽以上の浄化槽を設置する事業所に対する指導や、飲料水及び農業用水としての公共用水域の水質保全の観点から、５０人槽以下の合併処理浄化槽設置に対する補助事業を開始し、令和７年度末までに、１,４４５基を設置しており、合併処理浄化槽の普及促進等を進めた結果、し尿のみ処理する単独処理浄化槽使用人口は減少傾向にあり、令和７年度末で総人口の約６.７％となっています。なお、令和７年度の生活排水処理率の実績値（９２.７％）は、当初の目標値を下回る結果となりました。建築主・住民の意向、経済的な負担感等を背景とした合併処理浄化槽への転換の伸び悩みなどが主な要因として推測されます。今後は補助制度のさらなる周知徹底など、より実効性のある普及促進策に注力する必要があります。

表２－１ 生活排水処理状況の推移

項目	生活排水処理人口等（人）					令和７年度構成比(%)	【参考】令和７年度目標値
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**		
総人口（ａ）	101,119	101,473	101,489	101,057	**100,267**	100.0%	100,400
生活排水処理人口（ｂ）	90,836	93,379	93,660	93,482	**92,948**	92.7%	95,232
公共下水道	81,503	82,414	83,545	83,652	**83,801**	83.6%	82,060
合併処理浄化槽	9,333	10,965	10,115	9,830	**9,147**	9.1%	13,172
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	**0**	0.0%	0
農業集落排水施設	0	0	0	0	**0**	0.0%	0
生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	9,406	7,253	7,077	6,899	**6,713**	6.7%	4,766
非水洗化人口	877	841	752	676	**606**	0.6%	402
し尿汲み取り人口	787	761	682	676	**606**	0.6%	352
自家処理人口	90	80	70	0	**0**	0.0%	50
生活排水処理率（ｂ／ａ）	89.8%	92.0%	92.3%	92.5%	**92.7%**	－	94.9%

注記　１．四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合あり
　　２．総人口は、年度末人口（3月３１日現在人口）を使用
　　３．公共下水道供用開始の告示済区域については、下水道の接続の有無にかかわらず、公共下水道人口として算出

２．生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は周辺自治体と比較して低い状況にあるため、生活排水処理率の向上（公共下水道接続率の向上、合併処理浄化槽への転換促進）や、設置後の合併処理浄化槽については、浄化機能を正常に保つため適切な維持管理をする必要があります。

（１）生活排水処理率の向上

単独処理浄化槽及び汲み取り便所の場合、台所や風呂などの生活雑排水が処理されず、そのまま公共用水域へ排出されており、河川汚濁の要因となっています。

市内１０河川の水質について、良好な状態を継続して維持するためには、引き続き公共下水道の事業計画区域において、公共下水道の整備を進めていく必要があります。

また、整備済み区域においては公共下水道への接続、それ以外の区域については、合併処理浄化槽への設置転換などの促進により、引き続き、生活排水処理率の向上を図っていくことが必要です。

（２）合併処理浄化槽の適切な維持管理

合併処理浄化槽について、浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の清掃や保守点検を実施するなど、適切な維持管理を行う必要があります。

第２節　し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題

１．し尿・浄化槽汚泥処理の現状

本市では、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、委託業者及び許可業者により収集・運搬を行い、し尿等希釈投入施設に搬入し、希釈して公共下水道へ放流しています。

本市のし尿・浄化槽汚泥の処理状況は次のとおりです。

表２－２ し尿・浄化槽汚泥の処理状況の推移　（単位：ｋL/年）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
し尿処理量	1,096	1,098	1,170	1,432	1,428
浄化槽汚泥量	12,509	12,510	11,991	11,744	11,117

２．し尿・浄化槽汚泥処理の課題

人口の減少や公共下水道の整備や接続率の向上に伴い、し尿・浄化槽汚泥の処理量も減少が見込まれるため、施設の稼働日数を減らし経費の削減を図るなど対応が必要です。

第３章　生活排水の処理計画

第１節　基本方針

本市では「生活排水処理率の向上（公共下水道接続率の向上、合併処理浄化槽への転換促進）」、「合併処理浄化槽の適切な維持管理」という課題に対し、以下の基本方針を設定します。

（１）公共下水道接続率の向上

公共下水道の事業計画区域においては、公共下水道の整備を計画的に実施し、生活排水処理を推進します。また、公共下水道接続率向上のため、補助制度を有効に活用し、積極的な啓発活動により接続の促進に取り組んでいきます。

（２）合併処理浄化槽への設置転換

公共下水道の事業計画区域外については、合併処理浄化槽への設置転換を促進していきます。

（３）合併処理浄化槽の適正な維持管理

既に設置されている合併処理浄化槽については、定期的な保守点検や清掃など、適正な維持管理の促進に向けた啓発活動を実施していきます。

第２節　処理の目標

地域の特性及び地域住民の意識、社会状況等を考慮し、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進することにより、最終目標年度である令和１２年度末には生活排水処理率１００％を目標とします。

表３－１ 生活排水処理の目標

	令和７年度 （実績）	令和12年度 （最終目標年度）
生活排水処理率	92.7%	100.0%

表３－２ 目標年度における生活排水処理人口　（単位：人）

	令和７年度 （実績）	令和12年度 （最終目標年度）
人口	100,267	98,100
生活排水処理人口	92,948	98,100

注）人口は下水道事業経営戦略で使用した基礎数値を使用

第３節　整備計画

公共下水道の整備計画及び合併処理浄化槽への設置転換計画は、次のとおりです。

【公共下水道】

・公共下水道の整備については、最終目標年度である令和１２年度末までの概成を目標とし、整備を推進します。

【合併処理浄化槽】

・単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に対する補助を継続するとともに、市の広報やホームページなどによる啓発活動を実施することにより、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

第４節　啓発活動

公共下水道への接続率向上及び合併処理浄化槽への設置転換を促進するため、市民に対し実施する啓発活動は次のとおりです。

（１）生活排水対策に関する啓発活動の推進

生活排水の適正処理について、市の広報紙などを活用した啓発活動を実施することにより住民への周知に努めるとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置転換の促進などに取り組んでいきます。

（２）合併処理浄化槽への設置転換の促進

公共下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽及び汲み取り便所を設置している世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を促進します。

なお、単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの合併処理浄化槽への切り替えについては、１０人槽以下の住宅用合併処理浄化槽を対象とした補助制度を有効に活用し、推進していきます。

（３）適正な浄化槽管理の促進

浄化槽の機能を正常に維持していくためには、定期的な保守点検や清掃が必要となるため、住民への啓発を行い、法定検査受検率及び清掃の実施率の向上に努めていきます。

第４章　し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第１節　基本方針

本市では、処理量の減少を見据えた効率的な処理が課題であり、し尿・浄化槽汚泥の処理方針を次のとおり設定します。

各家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥については、
引き続き公共下水道による効率的な処理を行います。

第２節　計画処理量

し尿・浄化槽汚泥の計画処理量は、表４－１に示すとおりです。

令和１２年度には、生活排水処理率を１００％とし、し尿汲み取り人口及び単独処理浄化槽人口をゼロとするため、し尿処理量も令和１２年度にはゼロとなります。

表４－１ し尿・浄化槽汚泥の計画処理量　（単位：kL/年）

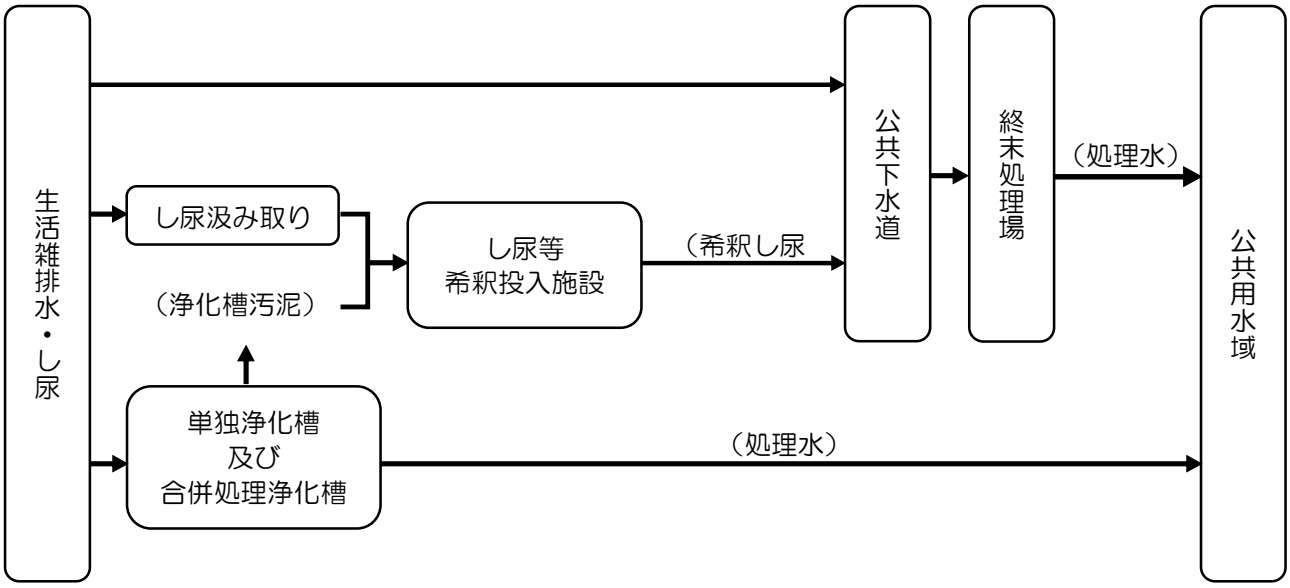
	令和７年度 （実績）	令和12年度 （最終目標年度）
し尿処理量	1,428	0
浄化槽汚泥量	11,117	10,542

第３節　処理方法

し尿・浄化槽汚泥の処理方法を図４－１に示します。

し尿等希釈投入施設において、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を希釈して公共下水道へ放流し、終末処理場において一括して処理しています。

図４－１ 生活排水処理フロー



資　料　編

資料１　計画策定にかかわる基礎資料

１．生活排水処理主体

資表１－１ 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	伊勢原市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等希釈投入施設	し尿及び浄化槽汚泥	伊勢原市

２.生活排水処理施設の概要

資表１－２ 生活排水処理施設

	処理方法	主要施設・設備	処理能力等	備考
公共下水道 終末処理場	標準活性汚泥法	揚水施設 水処理施設 汚泥処理施設	44,590m^3/日 （R8.3 末現在）	昭和 62 年３月 設置
し尿等希釈投入施設	希釈投入	受入・貯留設備 希釈投入施設	62ｋL/日	平成 21 年３月 設置
合併処理浄化槽	嫌気ろ床接触 ばっ気方式	嫌気ろ床槽 接触ばっ気槽 沈殿槽 消毒槽	補助基数 1,445 基 （R8.3 末現在）	昭和 63 年度より 補助制度開始
	生物ろ過方式	嫌気ろ床槽 担体流動槽 生物ろ過槽 処理水槽 消毒槽		

３.生活排水処理の流れ

□公共下水道終末処理場

〔揚水施設・水処理施設〕

・沈砂池→最初沈殿池→反応タンク→最終沈殿池→塩素混和池→公共用水域

〔汚泥処理施設〕

・汚泥濃縮→機械脱水→リサイクル（セメント原料・コンポスト等）

□し尿等希釈投入施設

・受入槽→希釈して公共下水道へ放流

□合併処理浄化槽

〔嫌気ろ床接触ばっ気方式〕

・嫌気ろ床槽→接触ばっ気槽→沈殿槽→消毒槽→公共用水域

〔生物ろ過方式〕

・嫌気ろ床槽→担体流動槽→生物ろ過槽→処理水槽→消毒槽→公共用水域

４．河川水質状況

資表１－３ 河川水質状況（上段：令和７年度、下段：令和２年度）

	項　目				
	生物化学的酸素要求量（BOD）[mg/l]	pH [-]	浮遊物質量（SS）[mg/l]	大腸菌数 [CFU/100ml]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
矢羽根川	3.6	7.8	6	4.5×10^{2}	-
	4.8	8.3	4	-	1.1×10^{4}
渋田川	1.7	8	5	5.2×10	-
	2.5	8.3	2	-	2.8×10^{3}
歌川	2.8	7.6	10	2.0×10^{3}	-
	4.3	9.1	4	-	1.1×10^{3}
日向川	0.8	7.9	1	9.3×10	-
	0.5	7.9	1	-	7.9×10^{2}
鈴川	1.3	8.2	2	2.3×10^{2}	-
	0.9	8.2	1	-	4.6×10^{3}
善波川	1.1	8.5	2	4.5×10^{2}	-
	1.0	8.5	4	-	1.1×10^{3}
板戸川	1.3	8.3	4	1.7×10^{2}	-
	1.2	8.4	4	-	3.3×10^{3}
戸張川	1.8	9	3	1.7×10^{2}	-
	2.2	9.2	2	-	7.9×10^{2}
栗原川	0.7	8.1	1	7.4×10	-
	0.8	8.1	3	-	7.0×10^{2}
筒川	3.1	7.6	17	4.5×10^{2}	-
	3.4	7.8	5	-	1.3×10^{3}
環境基準値	5mg/L 以下、ただし、日向川 2mg/L 以下	8.5 以下 6.5 以上	50mg/L 以下、ただし、日向川 25mg/L 以下	日向川 100mL 当たり 300CFU 以下	日向川 100mL 当たり 1,000MPN 以下

注記　１．環境基本法に基づく環境基準は、利水目的や汚濁発生源などの状況に応じて、神奈川県が各河川の類型（目標値）を指定しています。日向川は相模川水系として水道水源の役割を担っていることから『A 類型』に指定されています。一方、その他の河川は金目川水系に属し、それぞれの利用実態や水質状況に合わせて『C 類型』に指定されているため、日向川とその他の河川で環境基準が異なります。なお、環境基準を満たしていない水質項目を網掛けしています。

２．令和４年４月に環境基準の見直しに伴い、大腸菌群数から大腸菌数に変更されました。大腸菌数の単位である CFU は、Colony forming unit（コロニー形成単位）の略で、生菌数を表す単位です。一方、大腸菌群数の単位である MPN は、Most Probable Number（最確数）の略で、水中の細菌数を統計的に推定した値です。

５．生活排水を処理する区域および人口等

資表１－４ 生活排水処理形態別人口の推移　（単位：人）

項目			生活排水処理人口等（人）	
			令和７年度（実績）	令和 12 年度（最終）
総人口（ａ）			100,267	98,100
	生活排水処理人口（ｂ）		92,948	98,100
		公共下水道	83,801	81,696
		合併処理浄化槽	9,147	16,404
		コミュニティ・プラント	0	0
		農業集落排水施設	0	0
	生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）		6,713	0
	非水洗化人口		606	0
		し尿汲み取り人口	606	0
		自家処理人口	0	0
生活排水処理率（ｂ／ａ）			92.7%	100.0%

注）総人口は下水道事業経営戦略で使用した基礎数値を使用

伊勢原市生活排水処理基本計画

（平成２９年度～令和１２年度）

令和９年３月

編集・発行

伊勢原市　経済環境部　清掃リサイクル課

〒259-1138

神奈川県伊勢原市神戸 378 番地

ＴＥＬ：0463-94-7502

ＦＡＸ：0463-92-4717

Email：bika-c@isehara-city.jp